

人口問題研究

第二卷 第四號

研究

初婚者の職業別婚姻年齢

岡崎文規

「人口政策確立要綱」は、出生増加の方策として、「今後十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコトヲ目標トシテ計畫ス」と規定してゐる。従つて出生増加の具體策を樹立するに當つて、婚姻特に婚姻年齢に關しても多くの考慮が拂はれることと信ずる。そしてこの基礎資料として、婚姻及び婚姻年齢に關する各種の統計が必要であるにちがひない。婚姻及び婚姻年齢に關する既存の統計資料としては、「日本帝國人口動態統計」中に掲げられてゐるものを擧げることが出来るのであつて、これはいづれも貴重な資料であることはいふまでもない。ただ、從來、「婚姻票」には婚姻者の職業が記入されてゐるに拘ら

ず、いまだかつて職業別による各種の婚姻統計が作成せられたことがなかつた。また寡聞であるためか、地方的にもこの種の統計資料は存在してゐないやうであるし、諸外國においても殆んどこの種の統計資料が缺けてゐるものの如くである。ただ Ogle は On Marriage rates and Marriage-Ages (Journ. of the Roy. Stat. Soc. vol. LIII, 1890) に於て職業別婚姻年齢を論じてゐるが、統計資料は甚だ古いものであつて、参考とするに足らない。そこで夫妻の婚姻年齢を職業別に表章したものが、この際、参考になるものと考へたので、當研究所において、職業別婚姻年齢を調査した。以下、その結果の概要を發表しようと思ふ。

この調査に當つて、内閣統計局の好意によつて、「婚姻票」を使用することが出来た。しかし毎年、五十萬以上に達する「婚姻票」を整理することは、當研究所としては手におへないために、差當り標本調査でもつて満足する他はなかつた。こゝにおいて、いづれの府縣を調査すべきか、その選擇が問題になるのであるが、結局、愛知縣について調査することに決定した。その理由は三つある。第一に、愛知縣における初婚者の平均婚姻年齢は、全國における初婚者の平均婚姻年齢と極めて近似してゐることである。例へば昭和十二年について見るに、初婚男子の平均婚姻年齢は、全國の二八・〇八九歳に對して愛知縣では二八・〇〇二歳であり、初婚女子の平均婚姻年齢は、全國の二四・一五六歳に對して愛知縣では二三・九八二歳である。第二に、愛知縣には六大都市の一つである名古屋市が含まれてゐる

ために、職業別婚姻年齢を都鄙別に分ちて觀察する場合、好都合であると考えた。第三に、愛知縣の婚姻數は、毎年、二萬以上に達してゐて、調査上、手ごころのものであると考へた。

次にいづれの年次を選択すべきかが問題となるが、支那事變勃發後の年次における婚姻状態は必ずしも正常的ではなからうから、昭和十一年の「婚姻票」について調査することにした。

二

昭和十一年における愛知縣の婚姻總數は二萬二千二百七十であるが、その内で双方初婚者の一萬九千四百四十六について調査した。職業の分類は、大體、國勢調査における職業大分類に準據したが、「家事使用人」は「其他の有業者」の中に入れた。また「銀行員」或は「會社員」はそれぞれ「工業」、「商業」或は「交通業」等に配屬されるべきものであらうが、こゝでは特に「銀行會社員」といふ一項目を設けることにした。この二點が國勢調査における

第一表 職業別による夫の年齢別婚姻數

婚姻年齢	職業	農業	漁業	鑛業	工業	商業	交通業	銀行會社員	公務員	其他の有業者	無職業	合計
一七歳		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一八歳		一一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一六
一九歳		二二	三	一	一四	八	三	一	二	二	四	六〇
二〇歳		六二	一	一	四七	一九	六	七	八	二	八	一六〇
二一歳		一三四	三	一	二六	四二	一六	一四	二	二	七	三三六
二二歳		三二二	一〇	一	二二四	四二	三八	二二	四	三	七	八〇二
二三歳		四八三	一三	一	四一五	二二一	六七	五七	一一	一七	二二	一、四二九
二四歳		五九四	一五	一	六二八	二九三	九七	七〇	一五二	二二	四四	一、九一六
二五歳		六九九	二五	一	七四一	四〇四	一〇七	一一〇	二四五	一六	六九	二、四二六
二六歳		六九〇	四二	一	八五二	四八七	一三〇	二〇四	三二四	三四	六四	二、八二七

る職業大分類と異なつてゐる。それから「婚姻票」には「妻の職業」も記入することになつてゐるのであるが、その大部分は、むしろ殆んどすべては「ナシ」と記入してあつて、有業の妻は極めて稀である。これは、實際において、妻たるべき者の大部分は就職の経験なく、或は職業に従事してゐた者も、婚姻前に離職する場合は甚だ多いことに原因してゐるであらう。従つて妻の職業別による婚姻年齢を調査しても、大部分が無職業であるために、大して興味ある觀察を遂げることは出来ないのである。そこで妻の婚姻年齢も夫の職業別に調査することとしたが、これによつて、夫の職業が異なる場合、妻の婚姻年齢は如何なる差等を示すものであるかを觀察することが出来るであらう。かかる調査結果も何かの参考になると信ずるのである。

先づ第一に、職業別による夫の年齢別婚姻數を示せば、次の第一表の如くである。

ところに密集して居り、婚姻年齢がこれよりも若く或は大きくなるにつれて、次第に婚姻数は減少してゐる。

いま、それぞれの職業における夫の平均婚姻年齢を算定すると、次の第二表の如くである。

第二表 職業別による夫の平均婚姻年齢

職業	平均婚姻年齢
農業	二六・七四歳
漁業	二六・九一歳
工業	二七・六〇歳
商業	二八・三一歳
交通業	二七・六九歳
銀行・會社員	二八・四一歳
公務・自由業	二八・一八歳
其ノ他ノ有業者	三〇・一三歳
無職業	二九・〇一歳
平均	二七・七〇歳

第二表について、職業別による夫の平均婚姻年齢を見るに、農業の二六・七四歳が最も若く、之に次いで漁業の二六・九一歳が若い。原始産業に従事する者の平均婚姻年齢は比較的に若いのであるが、昭和十三年における全国の平均婚姻年齢は二八・三九歳であつて、「人口政策確立要綱」は、これを概ね三年引下げを要請してゐるのであるから、これでも尙一歳餘り高いことになつてゐる。その他の職業における夫の平均婚姻年齢は、いずれも二十七歳以上であり、殊に「其の他の有業者」の三〇・一三歳は最も高い。「其の他の有業者」の平均婚姻年齢は何故にかくも高いのであるか、その理由は明らかでない。公務・自由業と銀行・會社員と

初婚者の職業別婚姻年齢

はいづれも知的勤勞者であつて、それぞれの平均婚姻年齢は二八・一八歳および二八・四一歳であるから、いづれも平均婚姻年齢よりも高く、また各種の職業的平均婚姻年齢の中では相當に高い部類に屬してゐる。

次に職業別による夫の平均婚姻年齢を郡部と名古屋市とに分ちて示せば次の第三表の如くである。

第三表 郡部および名古屋市における職業別による夫の平均婚姻年齢

職業	郡部	名古屋市
農業	二六・七四歳	二七・四四歳
漁業	二六・九五歳	—
工業	二七・三〇歳	二七・九九歳
商業	二八・〇五歳	二八・六八歳
交通業	二七・三六歳	二八・三五歳
銀行・會社員	二八・〇七歳	二八・七一歳
公務・自由業	二七・七九歳	二八・六五歳
其ノ他ノ有業者	二九・七五歳	三一・一六歳
無職業	二八・〇五歳	二九・九九歳
平均	二七・三三歳	二八・四五歳

第三表によれば、夫の平均婚姻年齢は郡部において二七・三三歳、名古屋市において二八・四五歳であるから、愛知縣においても、大都市の平均婚姻年齢は、郡部の平均婚姻年齢よりも遙かに高いことがわかる。更に之を職業別に見るに、いづれの職業にあつても、名古屋市の平均婚姻年齢は郡部の平均婚姻年齢よりも高い。

要するに夫の平均婚姻年齢はその職業の種類によつてそれぞれ異なつて

るが、しかし職業の種類が同一であつても、殆んどすべての場合、大都市における平均婚姻年齢は郡部における平均婚姻年齢よりも高くなつてゐる。

第四表 夫の職業別による妻の年齢別婚姻數

婚姻年齢	農業	漁業	鑛業	工業	商業	交通業	銀行・ 會社員	公務・ 自由業	其他ノ 有業者	無職業	合計
三六歳	六	一	一	一六	二	二	一	二	一	二	四〇
三五歳	七	一	一	二一	三	五	二	四	三	一	五六
三四歳	一〇	一	一	三二	七	六	五	八	二	三	八三
三三歳	一一	一	一	三三	九	一	五	八	六	一	八二
三二歳	一三	一	一	三八	二	九	三	八	四	一	一一二
三一歳	一七	一	一	四四	三	九	一	七	五	二	一四一
三〇歳	二九	二	一	五九	七	六	二	七	七	九	一六八
二九歳	四二	二	一	七〇	四	一	二	八	五	九	二三九
二八歳	五四	五	一	九六	二	一	二	三	一	九	三一四
二七歳	八五	九	一	一八七	一	二	三	四	八	二〇	五二八
二六歳	一三八	一三	一	二七〇	一	三	五	七	一	二九	八〇〇
二五歳	二二四	一〇	一	三六八	二	四	八	一	二	三八	一、二〇四
二四歳	三八〇	二	一	五四五	三	五	九	二	三	五一	一、七四六
二三歳	五九五	三〇	一	七九二	四	八	一	二	二	六五	二、五五三
二二歳	七三七	三三	一	八九五	五	七	一	三	二	六五	二、九〇九
二一歳	八六一	二四	一	八三一	五	八	一	二	一	六七	二、九〇九
二〇歳	七六三	一八	一	六七六	四	二	一	一	二	六五	二、五三三
一九歳	四二八	九	一	三二八	二	一	九	七	一	三八	一、三六一
一八歳	二四二	二	一	一五八	七	三	七	六	二	一六	六三九
一七歳	八〇	三	一	五八	三	一	二	四	一	七	二三〇
一六歳	三〇	二	一	二六	一	五	三	一	三	三	九三
一五歳	一〇	一	一	一〇	三	一	一	一	一	一	二六

次に夫の職業別による妻の年齢別婚姻數を示せば次の第四表の如くである。

初婚者の職業別婚姻年齢

年齢	計	合	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	三九	三八	三七	三六	三五		
四、八〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
一八九																																	
六																																	
五、六三五																																	
三、五一七																																	
九二六																																	
一、三三一																																	
二、〇六三																																	
二五一																																	
五三一																																	
一九、一四六	六	一	一	一	三	一	二	二	二	二	二	五	二	六	六	七	七	四	八	八	二	九	一	三	七	〇	二	五	〇	三	一	四	七

夫の職業別による妻の婚姻数は、いふまでもなく、夫の婚姻数と同数であるから、こゝで重ねて説明する必要はない。次に第四表について婚姻者の年齢別分布を見るに、全體としては二十二歳の二、九七八が最も多く、之に次いで二十一歳の二、九〇九、二十三歳の二、五五三、二十歳の二、五三三が多い。そして妻の婚姻数は十九歳乃至二十五歳のところに密集してゐて、その合計は一五、二八四である。これは婚姻總数の實に七割九分以上に達してゐる。故に妻の約八割は十九歳乃至二十五歳で婚姻し、それ以上の年齢で婚姻する者の割合は甚だ少ない。そして平均婚姻年齢は二三・三三歳である。更に婚姻者の年齢別分布を夫の職業別に見るに、農業、銀行、會社員および無職業においては二十一歳で婚姻する者が最も多く、二十歳又は二十二歳で婚姻する者は第二位を占めてゐるが、その他の職業においては(鑛業における婚姻数は僅か六に過ぎないから、これを除外する)二十歳で婚姻する者が最も多く、二十一歳又は二十三歳で婚姻する者は第二位を占めてゐる。故に全體として見ても、また夫の職業別に見ても、妻の婚姻数は二十一歳乃至二十三歳のところに密集してゐるといひ得る。

夫の職業別に妻の平均婚姻年齢を算定すると、次の第五表の如くである。

第五表 夫の職業別による妻の平均婚姻年齢

夫ノ職業	平均婚姻年齢
農 業	二二・五五歳
漁 業	二三・六七歳
工 業	二三・五六歳
商 業	二三・六九歳
交 通 業	二三・三九歳
銀行・會社員	二三・四三歳

公務自由業	二三・一四歳
其ノ他ノ有業者	二五・七八歳
無 職 業	二四・五一歳
平 均	二三・三三歳

第五表について、夫の職業別による妻の平均婚姻年齢を見るに、農業の二二・五五歳が最も若い。夫の平均婚姻年齢も農業の二六・七四歳が最も若いのであるから、農業における平均婚姻年齢は夫妻ともに、他の職業における夫妻の平均婚姻年齢よりも若いことになる。夫の平均婚姻年齢は農業の二六・七四歳に次いで漁業の二六・九一歳が若いのであるが、妻の平均婚姻年齢は公務・自由業の二三・一四歳が農業の二二・五五歳に次いで若い。妻の平均婚姻年齢は、「其の他の有業者」の二五・七八歳および無職業の二四・五一歳が最も高く、その他の職業においてはいづれも二十四歳以下であつて、昭和十三年における全国の平均婚姻年齢二四・四一歳よりは遙かに低い。しかし「人口政策確立要綱」はこの二四・四一歳を概ね三年引下げることを要望してゐるのであるから、愛知縣における妻の平均婚姻年齢も尙一歳引下げる必要がある。その他の職業においては一歳以上、「其の他の有業者」においては二歳以上引下げる必要がある。

次に夫の職業別による妻の平均婚姻年齢を郡部と名古屋市とに分ちて示せば次の第六表の如くである。

第六表 郡部および名古屋市における夫の職業別による妻の平均婚姻年齢

郡 部	名古屋市	
農 業	二二・四九歳	二二・七二歳
漁 業	二三・七九歳	—
工 業	二三・四四歳	二三・七二歳

商	業	二三・六三歳	二三・七八歳
交	通	二三・二〇歳	二三・七九歳
銀行・會社員		二三・二九歳	二三・六二歳
公務・自由業		二二・八二歳	二三・六〇歳
其ノ他ノ有業者		二五・五八歳	二六・五一歳
無	職	二三・九八歳	二四・九三歳
均		二三・一二歳	二三・七七歳

第六表によれば、妻の平均婚姻年齢は、郡部におけるよりも名古屋市において高い。すなはち郡部においては二三・一二歳であるが、名古屋市においては二三・七七歳であつて、約半歳高くなつてゐる。この傾向は市郡別による夫の平均婚姻年齢と全く照應してゐる。ただ夫の平均婚姻年齢にあつては、郡部と名古屋市との差は一・三八歳に達してゐるに反して、妻の平均婚姻年齢にあつては、郡部と名古屋市との差は僅か〇・六五歳に過ぎない。更に之を夫の職業別に見ると、いづれの職業においても、名古屋市の平均婚姻年齢は郡部の平均婚姻年齢よりも高いことがわかる。この傾向も亦夫の平均婚姻年齢の場合と全く照應してゐるのであつて、夫の職業は同一であつても、郡部におけるよりも名古屋市における妻の平均婚姻年齢は常に高いのである。

四

最後に夫の職業別による夫妻の平均婚姻年齢の年齢差を計算すると、次の第七表の如くである。

第七表 職業別による夫妻の年齢差

夫ノ平均婚姻年齢	妻ノ平均婚姻年齢	年齢差		
農	業	二六・七四歳	二二・五五歳	四・一九歳
漁	業	二六・九一歳	二三・六七歳	三・二四歳

初婚者の職業別婚姻年齢

工	業	二七・六〇歳	二三・五六歳	四・〇四歳
商	業	二八・三一歳	二三・六九歳	四・六二歳
交	通	二七・六九歳	二三・三九歳	四・三〇歳
銀行・會社員		二八・四一歳	二三・四三歳	四・九八歳
公務・自由業		二八・一八歳	二三・一四歳	五・〇四歳
其ノ他ノ有業者		三〇・一三歳	二五・七八歳	四・三五歳
無	職	二九・〇一歳	二四・五一歳	四・五〇歳
均		二七・七〇歳	二三・三三歳	四・三七歳

第七表によれば、夫妻の年齢差の最も小さいのは漁業の三・二四歳である。之に反して夫妻の年齢差の最も大きいのは公務・自由業の五・〇四歳、銀行・會社員の四・九八歳である。その他の職業における夫妻の年齢差は、大體、四歳見當である。夫妻の年齢差は、職業の種類によつて多少の例外があるが、平均的に見て略、四歳見當であるとするならば、「人口政策確立要綱」が要望してゐるところまで女子の平均婚姻年齢を引下げるためには、それに照應して男子の平均婚姻年齢も同時に引下げなければならぬであらう。